

環廃対発第 060221004 号  
平成 18 年 2 月 21 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

環境省大臣官房  
廃棄物・リサイクル対策部長

補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うことについて

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第17条第4項の規定に基づき、別添のとおり告示されたので通知する。

別添

環境省告示 第五十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十七年三月環境省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成十八年二月二十一日 環境大臣 小池百合子

表（項） 離島振興事業費の項事務を行う都道府県欄中「和歌山県」を削り、同項の次に次のように加える。

<p>(項) 廃棄物処理施設整備費 (目) 循環型社会形成推進交付金(都府県に係るものを除く。)</p>	<p>青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県</p>	<p>一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五 法第八条の規定による決定の通知 六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七 法第十二条の規定による状況報告の受理 八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十 法第十四条の規定による実績報告の受理 十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等 十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令 十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等</p>
--	--	---

	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	
(項) 北海道廃棄物処理施設整備費 (目) 循環型社会形成推進交付金(北海道に係るものを除く。)	北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理</li> <li>二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等</li> <li>三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理</li> <li>四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知</li> <li>五 法第八条の規定による決定の通知</li> <li>六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知</li> <li>七 法第十二条の規定による状況報告の受理</li> <li>八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知</li> <li>九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知</li> <li>十 法第十四条の規定による実績報告の受理</li> <li>十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等</li> <li>十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令</li> <li>十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理</li> <li>十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知</li> <li>十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知</li> <li>十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知</li> <li>十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等</li> </ul>
(項) 沖縄開発事業費 (目) 循環型社会形成推進交付金(沖縄県に係るものを除く。)	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理</li> <li>二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等</li> <li>三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定に</li> </ul>

		<p>よる報告の受理</p> <p>四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知</p> <p>五 法第八条の規定による決定の通知</p> <p>六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知</p> <p>七 法第十二条の規定による状況報告の受理</p> <p>八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知</p> <p>九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知</p> <p>十 法第十四条の規定による実績報告の受理</p> <p>十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等</p> <p>十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令</p> <p>十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理</p> <p>十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知</p> <p>十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等</p>
<p>(項) 離島振興事業費</p> <p>(目) 循環型社会形成推進交付金(都県に係るものを除く。)</p>	<p>宮城県</p> <p>山形県</p> <p>東京都</p> <p>新潟県</p> <p>石川県</p> <p>静岡県</p> <p>愛知県</p> <p>三重県</p> <p>兵庫県</p> <p>島根県</p> <p>岡山県</p> <p>広島県</p> <p>山口県</p> <p>徳島県</p> <p>香川県</p> <p>愛媛県</p> <p>高知県</p> <p>福岡県</p> <p>佐賀県</p> <p>長崎県</p> <p>熊本県</p> <p>大分県</p>	<p>一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理</p> <p>二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等</p> <p>三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理</p> <p>四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知</p> <p>五 法第八条の規定による決定の通知</p> <p>六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知</p> <p>七 法第十二条の規定による状況報告の受理</p> <p>八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知</p> <p>九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知</p> <p>十 法第十四条の規定による実績報告の受理</p> <p>十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等</p> <p>十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措</p>

	宮崎県 鹿児島県	<p>置の命令</p> <p>十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理</p> <p>十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知</p> <p>十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等</p>
<p>(項) 地域再生推進費</p> <p>(目) 汚水処理施設整備交付金 (都道府県に係るものを除く。)</p>	すべての都道府県	<p>一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理</p> <p>二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等</p> <p>三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理</p> <p>四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知</p> <p>五 法第八条の規定による決定の通知</p> <p>六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知</p> <p>七 法第十二条の規定による状況報告の受理</p> <p>八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知</p> <p>九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知</p> <p>十 法第十四条の規定による実績報告の受理</p> <p>十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等</p> <p>十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令</p> <p>十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理</p> <p>十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知</p> <p>十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等</p>